三菱UFJ年金二ュース 平成21年3月19日 No.144

設立事業所の減少に係る 「相談事例」の行政回答(厚年)



ご参考にDB年金のお客様にも送付させて頂きます。

ポイント

設立事業所の減少に係る厚年基金の規約変更(通知改正 1)について先般「相談事例」が発出されましたが、当該「相談事例 ²」に対する行政照会への回答がありました。

- ▶「特別掛金の納入告知処分を<u>行わない</u>場合」は、届出でよく、同意(事業主·被保険者の1/2以上の同意)も不要。
- ▶「特別掛金の納入告知処分を<u>行う</u>場合」は、設立事業所 の減少として規約変更の認可申請、同意が必要。 ³

1 デニュースNo.130参照、 2 デニュースNo.135参照、 3 下図 の場合を除く

事業所減少に係る取扱いの整理

通知改正、相談事例、行政照会をまとめると以下の通り。

		確認された取扱い	一括拠出
破産手続開始等による事業所の解散		届出 4	必要 5
自主廃業による解散		届出 6	
会社合併等の会社 再編による消滅 (会社内の一括適用 などの再編を含む)	加入員が基金から 脱退する場合	認可申請	<u>少女</u> 3
	加入員が基金に残 る場合(設立事業所 間の合併等)	届出	不要

- 4 通知改正で届出事項とされた(特別掛金の納入告知処分を行う場合も含め)
- 5 事業所減少に伴い他の事業所の掛金が増加するケースにおいて規約で定めている場合に、一括拠出が必要(厚年法第138条第5項)
- 6 特別掛金の納入告知処分を行う場合は認可申請、同意が必要

以上

● 三菱UFJ信託銀行

発行元:三菱UF」信託銀行 年金コンサルティング部 1/